

商工神奈川

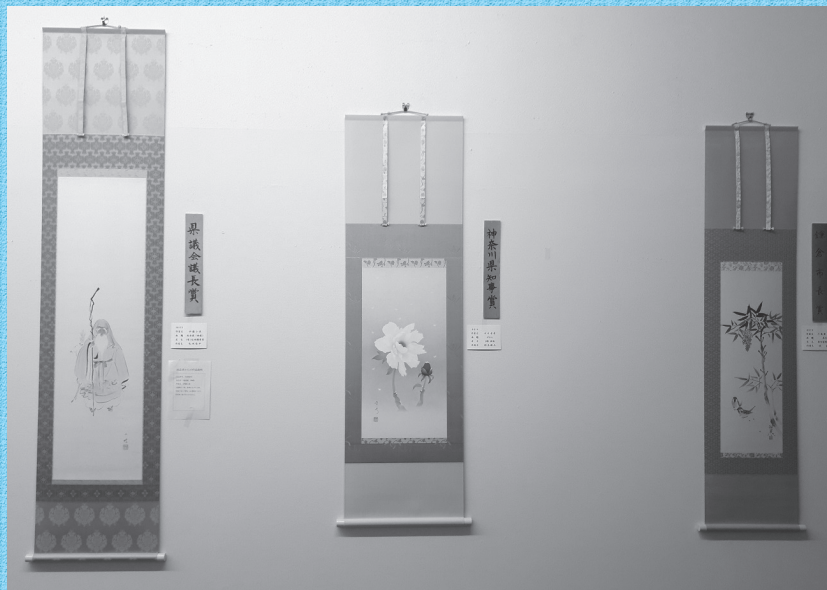
2021

11

組合あんでな

神奈川県表具経師内装協同組合 主催

「内装ふすま表装作品展」が開催されました！



No.767

この取り組み内容は4ページに掲載しています👉

Contents

〈巻頭〉パワハラ防止対策の強化とその対応について	2
組合あんでな	4
中央会トピックス	6
組合Q&A	9
情報連絡員の声	10
PRひろば	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13



“人を「^{つな}ぐ」・組織を「^{むす}ぶ」・地域を「^{つむ}ぐ」

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

パワハラ防止対策の強化と その対応について

石井労務経営事務所
社会保険労務士 石井 裕之

大企業に義務化されているパワーハラスメント防止措置が、令和4年4月1日より中小企業においても義務化されることになり、その対応が求められます。

職場におけるパワーハラスメント(以下「パワハラ」という)防止対策の強化により、事業主は雇用管理上必要な措置を講じることが義務となります。加えて、適切な措置を講じていない場合には行政が事業主に対して、助言、指導または勧告を行います。また行政の勧告を受けた事業主が従わなかったときは、その旨を公表されることがあります。

中小企業にも義務化されるパワハラ防止対策の強化に備えて、事業主が雇用管理上講ずべき措置等についてQ & A方式で説明をしていきます。

Q 1 職場における「パワハラ」の定義とは何ですか？

職場において行われる①優越的な関係を背景にした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素をすべて満たすものをいいます。

職場におけるパワハラの3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	○職務上の地位が上位の者による言動 ○同僚または部下からの集団による行為で、これに抵抗または拒絶することが困難であるもの 等
②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	○社会通念に照らし、当該行動が明らかに当該事業主の業務上の必要がない、またその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が害される	○当該言動により労働者が身体的または精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものになったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、労働者が就業する上で看過できない程度の支障を感じる こと 等

Q 2 パワハラに該当すると考えられる言動にはどんなものがあるのですか？

都道府県労働局から発表されている「職場におけるパワハラに該当すると考えられる例」として以下の代表的なものがあります。

- ① 身体的な攻撃・暴行・傷害
- ② 精神的な攻撃・脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言
- ③ 人間関係からの切り離し・隔離・仲間外し・無視
- ④ 過大な要求・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害
- ⑤ 過少な要求・業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ⑥ 個の侵害・私的なことに過度に立ち入ること

Q3 事業主に求められる措置としてこういったものがあるのですか？

職場におけるパワハラを防止するため、事業主は雇用管理上、以下の措置を必ず講じなければならなくなります(義務)。

◇事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② パワハラの行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文章に規定し、労働者に周知・啓発すること

◇労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する

- ① 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ② 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◇職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ① 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ② 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ③ 事実関係を確認後、パワハラの行為者に対する措置を適正に行うこと
- ④ 再発防止に向けた措置を行うこと

◇そのほか併せて講ずべき措置

- ① 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知すること
- ② 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

※上記のほか、パワハラについて事業主に相談等をした労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いをすることが法律上禁止されました。

Q4 「労働者」とは、具体的には誰を指しますか？

正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規労働者を含む事業主が雇用する労働者すべてを指します。

派遣労働者も含み、派遣労働者については、派遣元事業主だけでなく、派遣先事業主にも雇用管理上の措置義務が生じます。また、派遣先事業主も、派遣労働者が相談等を行ったことを理由として、労働者派遣の役務の提供を拒む等不利益な取扱いを行ってははいけません。

Q5 今回の改正など雇用関係について詳しく知りたいときは？

パワハラについても、セクシュアルハラスメント(セクハラ)や妊娠・出産等に関するハラスメントと同様に、都道府県労働局長による助言・指導や調停による紛争解決援助を行っています。

詳細については、下記お問合せ先でご確認ください。

お問合せ先

○具体的な法律の内容や対応策については、
神奈川労働局雇用環境・均等部指導課

045-211-7380

○すでに、労使間でトラブルがおきてしまっているときは、
神奈川労働局雇用環境・均等部 総合労働相談コーナー

045-211-7358



組合あんてな



和の心と伝統技術を現代に活かし、癒しの空間を創造する名工たち 神奈川県表具経師内装協同組合

令和3年10月2日～4日の間、鎌倉生涯学習センター（鎌倉市）にて神奈川県表具経師内装協同組合主催の「内装ふすま表装作品展」が開催されました。当組合は神奈川県内で表具業、経師業、内装仕上げ業を営む事業者約100名で構成されており、特に組合員の技能振興を図る事業に注力しています。昭和47年から始まった作品展を事業の柱として発展を続けながら、今年で53回目の開催を迎えました。昨年はコロナ禍で開催を延期する運びとなりましたが、満を持して2年ぶりの開催となった作品展について当組合の鈴木 浩専務理事にお話を伺いました。



県内最大級の業界作品展 「内装ふすま表装作品展」とは??



作品展には、組合員の他、組合で実施する表具教室の生徒の作品や一般公募作品も出展されており、誰でも気軽にエントリーができます。作品部門ごとに審査が行われ、優秀作品には、作品展終了後に行われる表彰式にて、神奈川県知事賞、鎌倉市長賞等の各賞が記念品とともに授与されます。会員部門（40歳以下）については、100個以上の厳しい審査項目が存在し、当組合の役員が審査員となり、1日ばかりで作品の採点を行います。今回はコロナ禍であるため、関係者は事前に問診票を提出する等の徹底した感染防止策を講じた上で開催されました。集客面も懸念されていましたが、地域に根付いた作品展であることと鎌倉の地域性も相まって、客足が途切れず、盛況となりました。

近年、建物の和室部屋が減少している影響で、技能士であっても、掛け軸や屏風等の表具作品を制作する機会が減少しています。古来より続く伝統技術を伝授し、技術力向上を図る意味でもこの作品展は開催されています。一時は様々な要因で開催が危ぶまれたこともありましたが、業界の発展を願う組合によって、今日まで県内最大級の業界作品展として継続してきました。



表彰式の様子



展示される受賞作品

神奈川県知事賞作品
作成者…鈴木雄太氏
(株式会社鈴直)

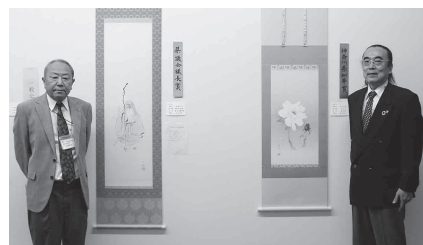


事業者の声

「コロナ禍でも技能士の技術力向上と業界PRのために作品展は継続していく！」

「今回2年ぶりに作品展を開催できたことを非常に嬉しく思います。自分自身、現在は組合の役員として一般公募作品を審査する立場にありますが、青年部に所属していた頃は作品展にエントリーし、入賞を目指して日々技術力向上を図っていました。初めてエントリーしたときは、入賞ができずに悔しさのあまり、練習に没頭したのが懐かしい思い出です。その甲斐もあって、幅広く技術を身に付けることができたので、若いうちに競争心を持ってガムシャラに何か一つのことに取り組むことも必要なのではないのでしょうか。」

また、技能士の技術力向上はもちろんですが、業界のPRのためにも作品展を継続していかなければと思っています。組合が主催する表具教室では、『現代の名工』等を受賞した卓越した技能士たちが、惜しげもなくその技術を伝授しており、多くの生徒が作品展にエントリーし、受賞を果たしています。作品展を通じて、優れた技術を平等に評価し、受賞する喜びや、作品を制作する楽しさ、業界の魅力をより多くの方に知っていただければと思っています。今回はコロナ禍で初めての開催となったので、理事会でも反省事項が多々出てくると思いますが、それらを改善しつつ、来年も開催できるよう努めていきます。」



当組合の松岡理事長(写真左)と鈴木専務理事(写真右)。二人をはじめ、組合役員は終日会場で作品展の運営にあたり、参加者にも作品の魅力や、評価されたポイント等をわかりやすく丁寧に説明していました。作品展終了後には、快く取材にも対応いただき、取材班を暖かく迎え入れてくれました。本当にありがとうございます！

【記事内に関するお問合せ先】

神奈川県表具経師内装協同組合
(横浜市南区二葉町2丁目18番5-24)

TEL: 045-253-2655

URL: <https://www.jhk.jp/>

世代を超えて地域が一体となった認知症にやさしい街 あざみ野商店会協同組合

あざみ野商店会協同組合はあざみ野駅周辺のサービス業、小売業等の中小・小規模事業者約70名で構成される団体です。今年3月、新たに当組合は桐蔭横浜大学や地域のケアプラザ等とともに「認知症の人にやさしい街プロジェクト」を立ち上げ、地域内で認知症の啓発活動を行っています。あざみ野は高齢者の人口が高い地域であるため、昨年9月より、商店街有志で高齢者が住みやすい街を築いていくにはどうすればいいか、地域のケアプラザと意見交換を始めたのが、プロジェクト立ち上げのきっかけです。今回、当組合の理事長、プロジェクトの副委員長を務める黒沼 勤 氏に、その活動について取材させていただきました。

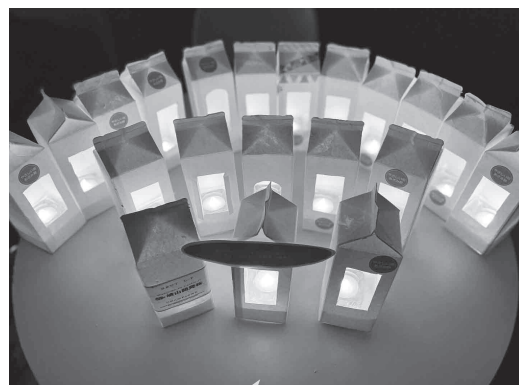


他の商店街をモデルケースに、近隣の大学と連携した世代を超えたプロジェクト

プロジェクト発足前に、商店街有志で既に認知症の啓発活動を行っていた六角橋商店街の視察を行い、神奈川大学と連携した高齢者に優しいまちづくり「オレンジプロジェクト」を参考に今後の取り組みの方向性を定めていきました。また、この視察をきっかけに同商店街と姉妹協定を締結し、認知症の啓発を軸とした相互の地域課題の解決に向けて連携していく関係を構築しました。締結後は近隣の横浜桐蔭大学に認知症の啓発活動への協力依頼を行ったところ、大学側も地域が抱える課題を解決していくことに非常に前向きであったため、快諾を得て、当商店街と連携していくこととなりました。プロジェクト発足後には、学生たちが商店街の事業者や一般住民を対象とした認知症実態調査アンケートを行い、地域が抱えるリアルな認知症に関する課題を発掘していきました。アンケート結果に基づいて、認知症当事者や、その家族が孤立しないよう、「認知症カフェ」の必要性を訴える等、若年層ならではの視点と柔軟な思考に基づいた様々な提案がプロジェクト内で行われ、世代を超えて認知症の啓発に取り組むことがスタートしました。

美しさだけじゃない！？ 認知症当事者の生の声を届ける啓発活動 「キャンドルナイト」

プロジェクトでは、認知症当事者やその家族の生の声を届けたいという思いから、世界保健機構(WHO)が定める9月のアルツハイマー月間に合わせて、今年9月の一ヶ月間、商店街のお店でキャンドルホルダーを夜間帯に一斉点灯させる「キャンドルナイト」を実施しました。キャンドルホルダーは牛乳パックが材料になっており、子供から大人まで幅広い世代がワークショップで作成したもので、同月間のテーマカラーであるオレンジをキャンドルの灯りに見立てています。キャンドルホルダーには、認知症当事者やその家族の思いが込められたメッセージカードが貼られており、「認知症の方の笑顔がもっと増えますように」等の胸に刺さる言葉が書かれていました。このようにプロジェクトでは、少しでも多くの住民に認知症に対する理解を深めてもらうよう、様々な活動を行っています。



キャンドルホルダーの中にはLED ランプが入っており、スイッチを入れると点灯する仕組みになっています。マスキングテープ等で思いの装飾を施す等、デザインや形も様々です。



事業者の声

「子供から大人まで、全ての世代が認知症を正しく理解することで、やさしい街になる。」

「当初、商店街有志4名の発案で始まったプロジェクトも、今やプロジェクトメンバーが40名を超えるほど、組織として大きくなってきています。認知症の啓発が地域の課題になっていることが住民の共通認識であるためか、協力的な事業者がとても多く、これを機会に多くの方と出会えたことは自分の財産になっています。認知症の方に優しい街であるためには、認知症当事者だけでなく、子供から大人まで、当事者を取り巻く人々が認知症を正しく理解して、適切な対処を行う必要があります。私自身もプロジェクト発足前は認知症に対しての知識がゼロの状態でしたが、現在も地域のケアプラザや病院関係者が講師となって実施している認知症サポーター養成講座を受講して、知識やノウハウを身に付けることができました。その甲斐もあって、自身で経営する飲食店で認知症のお客様が来店されても、温かく見守りながら、適切な対応を取ることができるようになったので、組合員にも積極的に養成講座の受講を推奨しているところです。現在は認知症の啓発に注力しているところですが、将来的には、地域の世代毎に抱えている課題を発掘し、全ての方にとってやさしい街を目指していきたいと思います。」



取材に対応いただいた黒沼理事長。組合でも傘下会員にメリットのある新事業を次々と考案・実施しており、コロナ禍にもかかわらず、昨年度は新規組合員が20名も増えたとのこと。また、会議もリモートで行う等、時代やニーズに合わせて柔軟に活動をされているのが印象的でした。

【記事内に関するお問合せ先】

あざみ野商店会協同組合

(横浜市青葉区あざみ野一丁目24番地3)

TEL: 045-902-7823

URL: <https://azaminoshops.com/>

リアルとオンラインの融合

「組合まつりin TOKYO ～技と食の祭典!!～」開催のお知らせ

「組合まつり in TOKYO」は、東京はもとより全国の中小企業組合が知名度向上や新たなビジネスチャンス・マッチングの創出、地域の魅力発信、インバウンド需要獲得等を目的に集結する展示会で、今回で5回目の開催となります。

今年度はリアルとオンラインの両方で開催され、オンラインでは、PR 動画やパンフレットを見ながら、WEB 会議やテキストチャット等で商談を行うことができます。期間中は、全国各地の地域産品がズラリと並び、普段の生活では、なかなか見ることでできない、職人の技や伝統をはじめ未来に向けた最先端の感性を、入場無料でどなたでもご覧いただけます。



今年の組合まつりはリアル展示会とオンライン展示会のハイブリッド開催!!
 2021.12.2・3 10:00～17:00 (2日は19:00まで) 東京国際フォーラム ホールE
 2021.12.2・3 10:00～17:00 (2日は19:00まで) https://kumiai-matsuri.jp

【リアル展示会】

開催期間：令和3年12月2日(木)～3日(金)
 10:00～17:00(2日は19:00まで)

開催場所：東京国際フォーラム ホール E (東京都千代田区丸の内三丁目5番1号)
 JR 線 有楽町駅より徒歩1分、東京駅より徒歩5分

【オンライン展示会】

開催期間：令和3年12月2日(木)～令和4年1月14日(金)

開催URL：<https://kumiai-matsuri.jp>

主 催：東京都中小企業団体中央会

神奈川県の出展組合

- ・ 神奈川県自転車商協同組合
- ・ 神奈川県スクリーン・デジタル印刷協同組合
- ・ 横浜 IoT 協同組合

本会主催セミナー

「中小企業労務対策セミナー 同一労働同一賃金対策編」開催のお知らせ



働き方改革関連法案が2019年4月に施行され、中小企業でも2021年4月から正規雇用労働者と非正規雇用労働者間で待遇差がある場合に、それを是正する同一労働同一賃金への対応が必要となりました。本セミナーでは、判例や実例を交えながら同一労働同一賃金について詳しく解説いたします。この機会に是非ご参加ください!

開催日時：令和3年12月9日(木)14:00～16:30

開催場所：神奈川中小企業センター13階「第2会議室」(横浜市中区尾上町5-80)
 JR 京浜東北線 関内駅北口から徒歩約5分

定 員：30名

開催内容：14:05～15:05 第一部〈判例から見る「同一労働同一賃金」〉

- (講 師) 横浜北仲通り法律事務所 弁護士 池田賢史 氏
- ・ ケース別判例(パート・有期雇用、派遣労働者、業種別など)
 - ・ 法的な面からの対応策(和解のための手続き・手順など)

15:15～16:15 第二部〈同一労働同一賃金の概要と企業の実例〉

- (講 師) 社会保険労務士法人ことのは 社会保険労務士 益子英之 氏
- ・ 同一労働同一賃金について
 - ・ パートタイム・有期雇用労働者等の対応ポイント
 - ・ 派遣労働者の対応ポイント
 - ・ 「人事評価制度」、「賃金制度」
 - ・ 企業対応例(厚労省「同一労働同一賃金ポータルサイト」)

★セミナー終了後には質疑応答も行います

申込方法等の詳細については本会ホームページにてご確認ください
<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

【お問合せ先】 本会 活性化支援部 TEL：045-633-5133

「中小企業 新ものづくり・新サービス展」開催のお知らせ

日本を支えるものづくりを営む中小企業と

ビジネスをつなぐオールジャンルの総合展示商談会

ものづくり補助金を活用して新しい製品・サービスを開発した全国の中小・小規模事業者が一堂に会す、総合展示商談会が今年も開催されます。

展示ブースは「情報・通信」、「医療・生活・ヘルスケア」、「物流・サービス・その他」、「電機・電子部品」、「環境・建設・エネルギー」、「農林水産・食品」、「化学・繊維・紙」、「機械・部品」の8つに分かれており、約550社の事業者が出展する予定となっています。

会場内ステージでは、DX、SDGs、経営戦略をテーマに多彩な豪華講師陣による無料セミナー（予約制）を開催するほか、特別企画として、VR 車いす体験型コンテンツ「CYBER WHEEL X」のコーナー等が用意されています。

開催期間：令和3年 12月8日(水)～10日(金)

1日目 11:00～17:00 / 2日目 10:00～17:00 /

3日目 10:00～16:00

開催場所：東京ビッグサイト 東7ホール(東京都江東区有明3丁目11-1)

りんかい線 国際展示場駅から徒歩約7分

参加費：無料

主催：全国中小企業団体中央会



昨年度開催の会場の様子

中小企業 新ものづくり・新サービス展

検索

出展企業等の詳細は
ホームページにてご確認ください

～書籍発行のお知らせ～

「2021～2022 中小企業組合必携(全国中小企業団体中央会 著)」

組合に関する法律、運営、税務、会計等全般にわたり解説した事務局必携書です！

【内 容】

(総務編)

働き方改革の実施にあたって、今後、留意すべき事項を追加し、オンライン登記についての料金、各種申請についての様式を最新の情報へと見直しました。

(会計編)

財務指標の最新数値の見直しと各種経営比率や組合が行う配当の考え方について、説明を加えました。

(税務編)

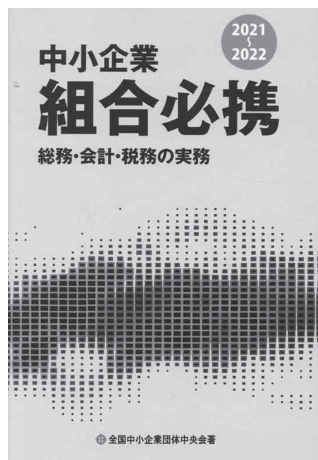
令和3年度税制改正等を踏まえ、中小企業組合が活用可能な租税特別措置の概要を中心に改訂しました。また、申告モデル、様式についても見直しを行い、消費税法に関する国の公表資料も見直しを行いました。

価 格：5,500円(税込・送料別)

※送料は1冊300円(2冊以上600円)になります。

●お申込み・お問合せ

本会 業務推進部 TEL：045-633-5131



企業の事業を明日へつなぐ！

～ 神奈川県中央会はスモール M&A 支援事業を推進しています ～

現在、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進んでいます。さらに、少子化の影響も重なり、後継者不足による中小企業の廃業が深刻な問題となっております。

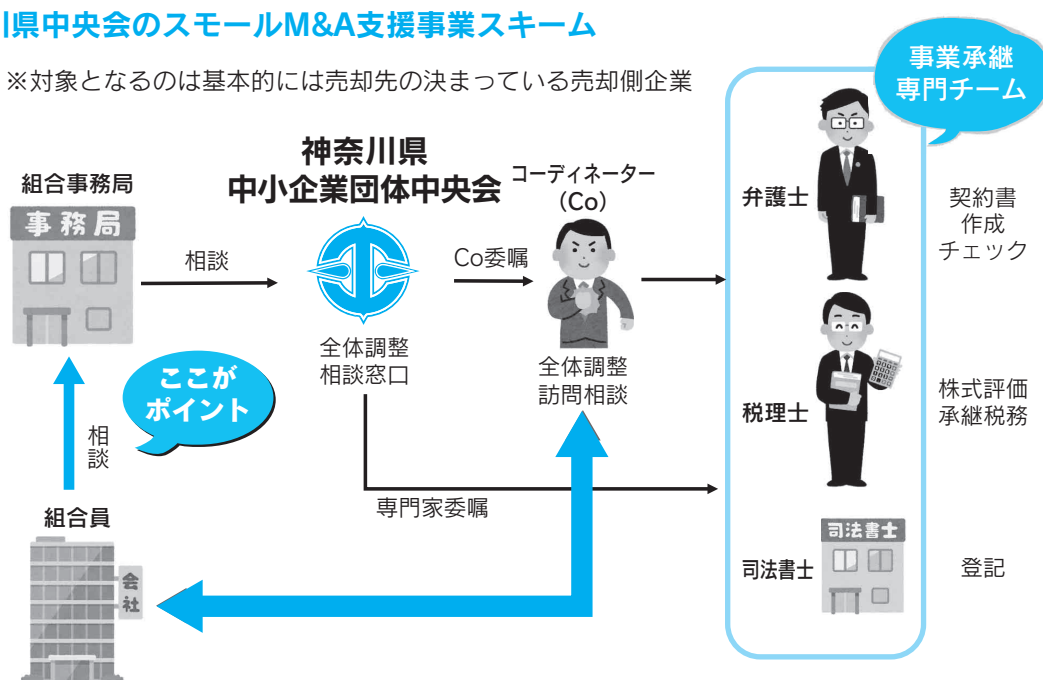
そのような時代背景から、組合員から組合事務局に事業承継に関する相談が増えてきています。そこで神奈川県中央会では、昨年度よりスモールM&A※支援事業として後継者塾の開講や、コーディネーターや弁護士等の専門家と連携した支援事業を推進しています。

昨年度は5回シリーズの後継者塾を開講したほか、運輸業においてM&A成約に向け支援を行いました。本記事では運輸業におけるM&A支援事例と本事業スキームをご紹介します。

※ ここでは株式売買価格数百万円～数千万円程度、年商3億円以下の中小企業間でのM&A事業のことを指します

■ 神奈川県中央会のスモールM&A支援事業スキーム

※対象となるのは基本的には売却先の決まっている売却側企業



本会M&A支援は、譲渡企業の従業員規模が数名～30名以下で年商が3億円以下という中小企業・小規模事業者者に特化した支援となっております。本会と契約した経験豊かなコーディネーターと弁護士等の専門家が契約書作成や株式評価などをサポートします。ご相談は無料で、秘密厳守で行いますので、事業承継をお考えの組合員の方から相談を受けた組合事務局はお気軽にお問い合わせください。

【対 象 者】 後継者がおらず、事業の継続にお困りの中小企業・小規模事業経営者

【支援内容】 株式売却までの一連の手続き（ノンネームシート作成、事業価値算定、契約書作成等）

【報 酬 額】 事前相談3回まで無料 着手金35万円（税別）及び成功報酬150万円～（税別）

■ 本会支援スキームによる令和2年度における運輸業のM&A支援事例

本会では昨年度、事業承継をお考えの組合員の方から相談を受けた組合事務局と連携して、株式売却までの支援を行いました。



■ 本事業に対するお問い合わせ先: 神奈川県中小企業団体中央会 組合支援部 (TEL. 045-633-5132)

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q & A

第50回



横浜北仲通り法律事務所
弁護士
池田賢史 先生

Q. 理事会に出席はするものの、黙っているだけで発言をしない理事の取扱いについて教えてください。

A.

1. これまで何度か説明してきましたが、理事は善良なる管理者の注意をもって職務執行にあたる義務（善管注意義務）を負うとともに、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のために忠実に職務を遂行する義務（忠実義務、中協法36条の3第1項）を負っています。そして、理事がその任務を怠ったときは、組合に対して、組合に生じた損害を賠償する責任を負います（中協法38条の2第1項）。

したがって、例えば、組合員に対する融資事業を行っている協同組合において、総会で定められた手続に従わずに融資を実行してしまった場合や、総会で決定された融資限度額を超過して融資を実行してしまった場合には、理事の忠実義務に反することになり、その結果組合に損害が発生した場合（融資が焦げ付いてしまった場合など）には、中協法38条の2第1項に基づいて、理事に対する責任追及がなされる可能性があります。もちろん、結果として融資が焦げ付き、組合に損害が発生したとしても、総会で定めた手続や限度額に沿って理事会で決議された融資の場合には、理事に対する責任追及がなされることはほぼあり得ないでしょう。

2. 注意していただきたいのはこの後の説明です。

組合員に対する融資が総会の決定に沿わない内容の理事会決議で決定された場合には、その理事会決議に賛成した理事は、総会の定めに沿わない融資を実行したとみなされ、責任を負う可能性があることです（中協法38条の2第2項）。

さらには、理事会に出席していながら、理事会の決議に反対する意思を表明せず何らの意見を述べない理事は、賛成者と推定されてしまうので（中協

法38条の2第3項）、「自分は反対したのだ」と反証しない限り、賛成者と同様の責任を負わされてしまう危険性があることになります。

3. では、理事としてはどのように対応すべきなのでしょう。上述のとおり、理事は善管注意義務と忠実義務という義務を負っています。法律や定款、総会の決議に反した行為を行うことは、この義務に反することになります。

したがって、理事会に出席して、理事会の決議に賛否の意思表示をするにあたっては、理事会の決議が法律や定款、総会の決議に反していないかに留意する必要があります。その上で、理事会の決議に反対ならば、理事会の議場で反対意見を表明するとともに、自分が反対していることを理事会議事録にも明記させる必要があります。「決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定」されてしまうからです（中協法38条2第3項）。

くれぐれも、理事会に出席はするが、議事には何ら加わらず黙ったままで、決議の際にも何となく黙ったままでいたら可決されていたなどということは避けるべきです。組合によっては、理事の認印を組合事務局で保管し、議事録を作成するのも、理事の押印をするのも事務局に任せきりという組合も存在すると思いますが、理事の責任の所在を明確にする、という観点からは明らかに不適切です。

理事であるからといって、理事会で積極的に発言をする必要はありません。しかしながら、理事会の決議が法律や定款・総会の決議に反するかどうかについては最低限留意していただき、反すると考える場合には、反対の意思を表明し、それを議事録に明記することが必要です。

組合個別
専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和3年

12月1日(水)

新たに「zoom」による
相談ができるようになりました!!

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

製造業

食

パン 全項目において、昨年9月と大きな変動はないと思われる。売上については緊急事態宣言継続で学校販売等ができず、マイナス材料が多い。

酒造 令和3年7月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比73.70%と下回った。特定名称酒以外の普通酒は前年比96.82%と下回り、合計で対前年比76.00%と前年を下回る結果となった。

料

ひもの 8月中旬以降、コロナウイルス感染者数が減少傾向となったことから、観光客需要に期待したが、シルバーウィークの売上は一部に回復傾向が見られたものの、全体的に低調に終わった。

品

製麺 与党の総裁が変わり、緊急事態宣言やまん延防止条例も解除されて、いよいよ経済を回していく方向に舵を切ったかと思っていたら、神奈川や東京は時短営業が続くようで、何のためのワクチン接種だったのか、いったいどうなれば解除されるのかをちゃんと説明してほしい。

木
木
製
材
品

家具 木材の価格上昇と品不足が懸念されていた「ウッドショック」は鈍化がみられる。しかし、巣ごもり需要によって回復を果たしている企業は一部であり、業界全体としては、まだまだ厳しい環境が続くとみている。企業体力による企業間格差が拡大する時期にある。

印

製本 新型コロナウイルスの感染爆発、緊急事態宣言により、人流が抑えられ、経済活動もより一層停滞している。月末にかかり、感染者数の減少が見られ、緊急事態宣言も解除になったので、仕事需要の増加に期待したい。

刷

印刷 日本製紙連合会が発表した2021年8月の紙・板紙需給速報によると、紙・板紙の国内出荷は前年同月比7.1%増で5カ月連続の増加。しかし、商業印刷物が売上の大半を占める県内中小印刷会社は依然として窮地の状態であり、キャッシュフロー及び雇用に関する問題が表面化していると言える。

化
学
・
ゴ
ム

石油製品 集団及び職域によるワクチン接種が進み、各社とも従業員が抱える感染拡大に対する不安が払拭されてきた。各組合員の操業は安定しており、ガソリン、潤滑油及び着色剤の増量により、上期の売り上げが昨年より累計で112.4%と増額した組合員や、病院関係の売上が安定してきたことから、売上が好調な組合員もあった。

土
窯
石
製
業
品

砕石 前年と同様の出荷ではあるが、リニア中央新幹線の現場で工事遅れが発生し、骨材の出荷が減少している。

鉄

工業塗装 新規大型一括受注案件があり業績は好調である。その他従来の塗装案件の受注も8月中旬から増加している。緊急事態宣言も終了し、今後、受注が回復することを期待する。最大の不安要素は、中国の不動産バブルの崩壊であると考えている。

鋼

工業団地（相模原市） 製造業の中でも、取引先によって受注に差が出ており、業況にバラつきが見られる。操業度を反映する9月の共同受電使用量は前月比▲6.12%となる。

工業団地（相模原市） 半導体不足等による減産の波を受け、売上・収益の悪化が見られる。また、海外調達部品の納入状況についても改善は見られない状況。秋以降の状況も不透明であり、注意が必要。

金

工業団地（伊勢原市） 引き続き、業界が低迷し、半導体関連が不足。雇用人員（パート）の必要人員に対応する採用が厳しい。また、材料費・ガソリン代等の値上がりも影響もあり。今年度下期の見込みも不透明で厳しい状況が続いている。

属

金属製品 このところ中小企業の従業員もワクチン接種が進んでいる。大きな動きは無いが、緊急事態宣言が解除されると、人の動きも多くなり、次の感染拡大が気になる。

そ

工業中心の複合業種（川崎市） 全体的でも、徐々に問合せや見積もりの相談が増えてきているが、先が見えない状況が続いている。高齢者一人の事業所や小さな飲食店に廃業が始まっている。

の

工業中心の複合業種（川崎市） 原材料の値上げが相次ぐ。鋼材価格は半年前から約5割上昇。自動車メーカーの生産停止の影響を受けた。

の

工業中心の複合業種（厚木市） 世界的に設備投資が回復傾向。国内、海外向け共に前年比増。半導体関連の動きが活発化し上向く見込みが持てる。コロナ禍の生活環境の変化により、受注変化への対応が求められる。

製

造

業

景況天気図
(前年比)

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
全体	 -23.0%	 -15.2%	 8.1%	 -17.6%	 -32.4%	 -36.5%	 -19.0%	 -12.2%	 -43.2%
製造業	 -19.0%	 -9.5%	 4.8%	 -9.5%	 -33.3%	 -33.3%	 -19.0%	 -14.3%	 -33.3%
非製造業	 -24.5%	 -20.0%	 9.4%	 -20.8%	 -32.1%	 -37.7%	—	 -11.3%	 -47.2%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」（または「好転」）業種割合から「減少」（または「悪化」）業種割合を引いた値(KJI)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJI値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJIとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。

 快晴 30以上
 晴れ 10～30未満
 くもり 10未満
 雨 -10超～-30未満
 雪 -30以上

※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子卸 売上は変わらず、3割の減少が続いているようである。ワクチン接種が少ずつ進んでいることと、緊急事態宣言が10月より解除され、各種イベントの開催や大学や企業の売店等が再開されることを期待したいと思う。
	卸回地 売上については、ようやく前年同月比で不変となったが、コロナ禍以前と比較した場合、減収している状況。一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあり、販売ターゲットによる業績格差が顕著に表れている。大幅減収の企業においては、緊急特別融資で資金繰りを保っている状況。
	料理材料卸 8月に引き続き、9月の状況も昨年比大幅ダウンとなる。酒類の提供も引き続き、禁止された影響が大きい。
売	リサイクル 輸出向けの段ボール価格は、東南アジアにおけるコロナ感染者の拡大、中国需要の低迷等により、お盆明けから弱含み傾向にあり、高騰し過ぎた輸出市況は調整局面に入っている。新聞・雑誌については韓国からの引き合いが旺盛であり、価格は高止まりしている。
	リサイクル 古紙市況は、海外市場の回復基調が見られ、ダンボールをはじめ、新聞、雑誌古紙いずれも需要は堅調となっている。しかし、国内の回復量は低下しており、問屋在庫も低水準で品薄となっている。鉄スクラップ市況はアジア向けの輸出底入れ感が台頭してきており、国内在庫も低調で、全体的に様子見ムードとなっている。
	菓子 コロナ禍であるが、業界は敬老の日や十五夜、お彼岸が続き、売上は何とか上昇した。
小	青果 9月は、野菜全般にわたり、天候不順で豪雨、雷害等による被害を受け、入荷が減少し、相場は高値が続いた。コロナの緊急事態宣言が続き、飲食店関係の納品なく、シルバーウィークもあって、果籠り需要も大手スーパーに押され、小売業者は厳しい販売を強いられる。
	化粧品 やつとワクチンの効果が現れ、コロナウイルスの新規感染者も劇的に減少してきたが、マスクはまだ離せずメイクアップもできない状態。
	電化製品 緊急事態宣言の延長があり、秋口に予定していた取引会社開催の合同展示会、商品研修会等もほぼ中止となり、秋冬商戦も地道な訪問活動、DM等を感染防止に十分気を付けて行う必要があり、コロナ抗原検査キット等、お店からの関心も高まっている。
売	書店 緊急事態宣言の継続に国民はテレワークの活用等により、巣ごもり生活に慣れてきた。新型コロナウイルス感染拡大が収束しても、コロナ禍前には戻らないと思う。組合員の経営は従前より大変厳しいものであり、志に反して、経営的に継続することができず、廃業する者が続出している状況。
	燃料 9月に入り、中旬以降、円建て週間原油コスト(ドバイ・オマーン平均)は14~20日が前週から1.6円/ℓ引上がり、7月末から8月初めの週以来、14月半ばに50円台に回復した。前週は騰勢が弱まり、小幅な変動に留まっていたが、再び上げ足を速めた形である。
	鮮魚 魚価が高騰している。当初豊漁と報じられたサンマは魚体が細く、人気がないので、入荷量も少ない。
業	共同店舗 コロナの関係で収入減で未収増加。
	タイヤ販売 アクティビティの低下でタイヤの需要は良くないが、新型コロナウイルスが収束すれば、需要回復は見込まれる。年末商戦に向けて各組合員が頑張っている。生産材(トラック等)の需要は大幅回復している。
	商店街(横須賀市) 9月期は緊急事態宣言が再延長され、行政からの外出自粛要請が強くあり、来街者が更に減少し、非常に厳しい状況が続いている。
店	商店街(横浜市) コロナウイルスの感染拡大が収まり、緊急事態宣言が解除されることで、入出が多くなり、売上の上昇も期待できる。
	商店街(藤沢市) 市内のワクチン接種率が改善し、客足も多少良くなってきているが、コロナ禍前にはほど遠い。緊急事態宣言解除で好転を期待する一方、オーナーが時短営業に慣れ、そのまま営業を続け、売上機会を逃してしまうくらいが懸念される。
街	商店街(川崎市) 9月は引き続き緊急事態宣言は継続されているが、下旬になってコロナウイルスの感染者数が下がり、月末を持って宣言が解除された。徐々に元の通行量に戻っているが、物販の中でも衣料品・履物等のファッション関係はかなり厳しいようである。飲食店の中でも、お酒の提供が少ないレストラン関係はテイクアウトや店内飲食等で持ちこたえている。
	温泉旅館 緊急事態宣言の延長に伴い、月の初旬から平日の稼働が低い状況が続いたが、シルバーウィークから回復傾向となった。売上は昨年の6割程度の施設が多かった。
	医療業 8~9月は、コロナ患者の急増により、医療機関は発熱外来及びワクチン接種が増加し、収益が増加した。外来は慢性疾患の患者は戻りつつあるも、急性期疾患の来院が減少したままである。医薬品、特にジェネリックを中心に供給不足が続発しており、医薬品の確保に難渋している。
サ	ファイナンシャルプランナー 今月は従来の取引先との取引があり、前年同月比とほぼ同じ売上。今年度後半に取引増加が期待できる。
	情報サービス業 顧客先のフリースペース化が進み、「派遣契約から持帰り受託化」および「在宅勤務の併用」にシフト。若手でも対応できる案件が少し出てきたが、一方で大型長期案件が少なく、短期間高度化案件が多い。
	建築設計 建築業界では、横浜市の新市長が決まり、新たな政策が公表された。①IR誘致の撤回、②みなとみらいに計画された「新劇場」の中止、③市内公立中学校の給食の提供により、今後大きな動きが出てくると思う。また、建築資材価格の上昇が止まらず、建築現場に影響が出ている。
業	柔道整復師 業界全体では、学術大会、各種講習会等のイベントもほぼ全てWEB会議形式にて開催されるか、中止の方向性で動いており、当組合においても事業が中止になる場合が多くなっている。資金繰りの悪化も懸念され、個々の組合員の経営状況の情報収集もなるべく早く得られるようにしていく必要性がでてきた。
	管工事業 民間受注は低調である。管工事と係わりのある住宅のリフォームが増えつつあり、期待したい。一方、公共工事の下期発注がスタートするが、コロナ禍の影響で大分遅れそうである。
	電気工事 コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の影響で売上が減少傾向。材料単価の上昇、半導体不足等による資材納入の遅れもあり。
設	空調設備工事 現状では、仕事量が多いところと少ないところが出てきている。10月に降から仕事が増えるかはまだわからない。そのため、各社は工事の情報を入手している。3月より、材料等が値上げされて、10月から値上げが始まった。
	畳工事 緊急事態宣言が解除され、畳の需要の増える年末に向けて畳替え増に期待。当組合も10月10日~12月19日まで、畳替えキャンペーンと銘打って、お客様に感謝を込めて行う。
	建具 木材(特にスプル材)の流通が悪い様子。メラミン材やカウンター材の高騰が見込まれる。
運	道路貨物 売上は昨年同月比より、やや復調しているが、海コン業者は厳しい。運賃の低下、燃料費の高止まり等で収益が悪化している。
	道路貨物 東南アジアでは、新型コロナウイルスの感染拡大により、各種工場の操業停止、港湾労働者不足も生じていることから、貨物の出荷ができない状況。このため、コンテナ不足が停滞し、海上コンテナ運送量が減少している。
	道路貨物 再び景気が減速し、石油・紙パルプ等の基礎産業品や食料品等を主とした生活関連品の物量も回復していない中、堅調であった住宅関連資材も木材の供給不足の影響により、物量が減ってきた。9月末までの緊急事態宣言の延長と半導体不足による自動車及び機械メーカーの減産により8月より減少していた輸送量は9月も戻らず、低迷が続いている。
業	歯科技工 歯科用貴金属の価格が少し下がり、受注量は前年同月よりは増加している。近年、歯科技工士の高齢化で組合を廃業脱退する比重が増えている。高齢の歯科技工士に経済問題、ソフトランディングを考え、暮らしをより充実したものにしなければならない。
	その他



”Made in かながわ”の製品を買って応援!

かもめク〜ポン



かもめクーポンは、製品購入時に
最大 **20万円OFF**

クーポン利用期間

2022年2月15日(火)まで
(発行は2022年2月13日(日)まで)

お急ぎ
ください!

■かもめクーポンとは?

県内の工場・工房で製造された、希望小売価格等が
単価3万円以上(税抜)の完成された製品を対象に、
割引を支援するクーポンです。

■利用できる方

神奈川県内在住の個人または県内に所在する法人(事業所)
※1人(事業所)当たりのクーポン利用上限額は100万円
※転売(仕入れ含む)目的の購入は対象外

対象製品の一例

200,000円
OFF



125,000円
OFF



10,000円
OFF



5,000円
OFF



3,000円
OFF



20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています

このほかにも魅力的な製品が多数!

12月15日(水)まで対象製品募集中です。事業者・販売店の方はお気軽にお問合せください。

【問い合わせ先】

かもめクーポンデスク TEL 045-312-6281 営業時間/10:00~17:00 ※年末年始を除く

対象製品・クーポン取扱店等の詳細は公式サイトをご確認ください。

<https://kanagawa-kamome-c.com/>

神奈川県 かもめクーポン

検索



逸品の今月

『かながわの名産100選』より



#50 湯河原の温泉まんじゅう

湯河原温泉の名産品。黒みつを練り込んだしっとりした皮にたっぷりのあんが入って大人気のお土産。毎日、自家製造で販売している。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739 (直通)

編集後記

何だか秋らしい秋を体感する前に、アツと言う間に冷え込む季節になりましたね。秋に咲く金木犀もあまり見かけることがなかったの
で、個人的にはとても残念です。

情報調査部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
情報調査部 TEL:045-633-5134
もしくは組合担当者まで



神奈川県信用保証協会



LINE
友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



カナモ

メリット

- 1 セーフティネット
保証等の別枠保証も
ございます
- 2 資金調達が
スムーズになります
- 3 原則として第三者
保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

住宅ローン 借り換えで、 こんなにお得に なるなんて！

1つでも当てはまる方は今すぐ相談！

- ☑ 残高 1,000万円以上
- ☑ 残存期間 10年以上
- ☑ 現在の金利が 1.0% 以上
- ☑ 団体信用生命のがんの保障がついてない

借り換えの
お申込みはこちらから



個別相談無料

- 💬 忙しくて銀行に相談できない
- 💬 まずはメリットがあるか知りたい

0円

→ メール・電話・面談などご希望に合わせて相談可能です！
→ 簡単シミュレーション作成いたします！

借り換え契約時の年齢が50歳未満の方

がんと診断されたら

住宅ローンの残債が

0円

万が一の時、安心の保障です！

① お問い合わせ先



株式会社バリュー・エージェント
(旧社名:株式会社神奈川保険グループ)

🏠 〒232-0016 神奈川県横浜市南区宮元町1-21-15

☎ 045-716-0002 📠 045-716-0005

✉ kanagawa_honbu@vagt.jp



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



—団体業務災害補償保険制度—

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが
増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年令	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店横浜第二支社
住所：横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL：045-461-8245
FAX：045-461-0697

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)